

菊川市総合計画策定委員会条例

平成17年3月25日条例第166号

菊川市総合計画策定委員会条例

(設置)

第1条 菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、菊川市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、総合計画を策定するため、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく市の基本構想(以下「基本構想」という。)に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を分掌させる必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、専門部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。